

## 災害時における応急対策業務に関する協定

### (協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力計画の一環として、東京都が社団法人東京建設業協会に対し、災害応急対策業務に関する協力をを行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 東京都知事（以下「甲」という。）は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京建設業協会長（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

### (業務の指示)

第3条 甲は、災害の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

### (建設資機材等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があつたときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

### (費用負担)

第5条 甲の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

## (請求)

第6条 乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

## (協議)

第7条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲(又は所管業務局長)と乙が協議して定めるものとする。

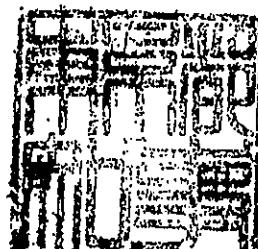
## (雑則)

第8条 この協定は、昭和50年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和50年4月1日

甲 東京都知事 美濃部亮



乙 社団法人  
東京建設業協会長 戸田順之助

